

**令和８・９・１０年度 広島市小規模修繕契約希望者
登録制度による登録を希望される方へ
申請の手引**

令和８・９・１０年度において広島市（水道局を除く。）が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が軽易かつ履行の確保が容易な施設の修繕で、機能を維持することを目的とするもの（原則は予定価格１００万円以下（税込））の契約を希望する方の登録を行います。

申請に当たっては、この手引をよく読んで記入漏れ等がないように注意してください。

目 次

	ページ
１ 登録できる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１
２ 登録できない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１
３ 登録者の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１
４ 対象となる契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１
５ 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	３
６ 受付期間及び受付場所・・・・・・・・・・・・・・・・	５
７ 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	５
８ 資格審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・	６
９ 資格の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	６
１０ 有効期間開始日（予定）・・・・・・・・・・	６
１１ 資格認定後の辞退について・・・・・・・・・・	６
１２ 申請書の内容変更等の届出・・・・・・・・・・	６
１３ 申請書等の記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・	７
１４ 宛名ラベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１４

問合せ先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 本庁舎１５階

広島市役所財政局契約部工事契約課

TEL (０８２) ５０４－２２８０（直）

FAX (０８２) ５０４－２６１２

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

1 登録できる者 ※ 次の全てを満たしていること

ただし、2の登録できない者に該当する者は登録できません。

- (1) 広島市内に主たる事業所を置いている者
- (2) 小規模修繕の履行のための行為に関し、法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者
- (3) 小規模修繕の全部を自ら履行することができる者
- (4) 申請時において広島市税を滞納していない者
- (5) 申請時において消費税及び地方消費税を滞納していない者

2 登録できない者 ※ 次のいずれかに該当する者

- (1) 上記1の(1)～(5)のいずれかを満たさない者
- (2) 広島市の競争入札参加資格者として認定されている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に定める者に該当する者
- (4) 広島市契約規則第2条各号に定める者に該当する者
- (5) 公共の契約の相手方としてふさわしくない者
- (6) 広島市（水道局を含む。）の競争入札参加資格を取り消された者（競争入札に参加することができないとされた者を含み、自ら辞退した者を除く。）にあっては、本市の競争入札に参加することができない期間を経過していない者

（詳細については、公告のとおり）

※ 広島市の競争入札参加資格者として認定されている方は、競争入札参加資格の辞退届を提出すれば登録できます。

3 登録者の取扱い

資格審査の結果は、小規模修繕契約希望者登録認定通知書により通知し、広島市小規模修繕契約希望者名簿に登載し公表します。

認定された方は広島市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありませんので御承知ください。

業者選定に際しては、1件の修繕ごとに複数の業者に見積書の提出を依頼しますので、見積金額が最も低い業者が受注することになります。

なお、見積書の提出に要する経費は見積者の負担となります。

4 対象となる契約

次表の登録種別の中から**5つ**まで申請できますが、見積りの依頼を受けた際に辞退することのないように、**必ず対応できる登録種別のみを申請**してください。また、**全部か一部かに関わらず下請はできませんので、自ら施工できる範囲で申請**してください。

【登録種別分類表】

区分	登録種別	大分類 (コード)	小分類 (コード)	主な修繕の内容
建 築 関 係	壁・防水	101	01 02 03 99	外壁の修繕 屋上の防水修繕 ベランダの防水修繕 その他
	屋根・金物	102	01 02 03 04 05 06 07 08 99	屋根の修繕 上屋の修繕 庇の取替え・修繕 雨樋の取替え・修繕 手摺の取替え・修繕 門扉の修繕、フェンスの修繕 瓦の破損修繕 スレートの修繕 その他
	ガラス	103	01	破損ガラスの取替え・修繕
	鋼製建具	104	01 02 03 04 05 06 99	建具の修繕 ドアの取替え・修繕 扉の取替え・修繕 シャッターの修繕 網戸の張替え・修繕 サッシの取替え・修繕 その他
	木製建具	105	01 02 99	家具の修繕 襖・障子の張替え・修繕 その他
	内装	106	01 02 03 04 05 06 99	じゅうたんの張替え カーテンの修繕 ブラインドの修繕 天井の修繕 床の修繕 クロスの修繕 その他
	畳	107	01	畳の修繕
	錠・鍵	108	01	錠・鍵の取替え・修繕
	塗装	109	01	木部、鉄部の塗装
	大工	110	01	間仕切りなどの木部の修繕
	左官	111	01 02 03 04 05 06 99	土間の修繕 スロープの修繕 段差補修 玄関タイル補修 タイルの修繕 ブロックの積替え・修繕 その他

区分	登録種別	大分類 (コード)	小分類 (コード)	主な修繕の内容
設 備 関 係	空調設備	201	01	冷暖房設備の修繕
			02	排気・換気設備の修繕
			03	エアコン室外機の修繕
			04	排気ファンの修繕
			05	換気扇の修繕
			99	その他
	電気設備	202	01	照明設備の球替え・修繕
			02	漏電の修繕
			03	電気配線の追加・修繕
			04	絶縁の修繕
			05	コンセントの追加・修繕
			06	スイッチの修繕
			07	インターホンの設置・修繕
			99	その他
	通信設備	203	01	テレビアンテナ取替え・修繕
			02	放送設備の修繕
			03	共聴設備の修繕
			04	電話の修繕
			05	内線電話の修繕
			99	その他
	ガス設備	204	01	ガス空調設備の修繕、ガス給湯器の修繕、ガス配管の修繕
	給水・ 排水・ 衛生設備	205	01	給水管の取替え・修繕
			02	水道蛇口の修繕
			03	洗面台の修繕
			04	排水管の修繕
			05	便器の取替え・修繕
			99	その他

5 提出書類

- (1) 令和8・9・10年度広島市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式1）

※ 申請者欄の押印は不要です。

- (2) （法人の方）・法人登記の履歴事項全部証明書（写しでも可）

（発行年月日が申請日（申請日が受付期間の初日の前日以前の場合は、受付期間の初日とします。）の3か月前の日以降のもの）

※ 法務局で発行されます。

（個人の方）・誓約書（様式2）

- (3) 広島市税の納税証明書（写しでも可）

本市が発行する広島市税の納税証明書を提出してください。

ア 課税されている場合

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日（申請日が受付期間の初日の前日以前の場合は、受付期間の初日とします。）の3か月前の日以降のもの）

イ 課税されていない場合

「納付すべき確定した徴収金がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日

(申請日が受付期間の初日の前日以前の場合は、受付期間の初日とします。)の3か月
前の日以降のもの)

- ※ 納税証明書は、本市の**市税事務所、市税事務所税務室**(広島市の各区役所の庁舎内にあり、事業所の所在地にかかわらず、どの区の窓口でも発行を請求することができます。)、出張所、連絡所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口において発行します。

窓口で納税証明書を請求するときは、別紙の「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。広島市のホームページ(くらし・手続き>税金>市税の証明>請求書様式(市税の証明)>窓口用請求書様式(ダウンロード)。ページ番号1019156)からもダウンロードすることができます。

(4) **消費税及び地方消費税の納税証明書**(写しでも可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書(「**その3**」、「**その3の2**」、「**その3の3**」のいずれか)を提出してください(証明年月日が申請日(申請日が受付期間の初日の前日以前の場合は、受付期間の初日とします。)の3か月前の日以降のもの)。

納付すべき税額がない場合も、証明書は発行されます。

- ※ **納税地を所管する税務署**で発行されます。

なお、e-Taxを利用すると、電子手続により納税証明書の交付申請を行うことができます。https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htmを参照。

- ※ **電子納税証明書(XML形式)は不可。**e-Taxを利用して**電子納税証明書(PDF形式)**が交付された場合には、交付された**電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出してください。**

(5) 業務の履行に当たって、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその**許可書等の写し**

(6) **110円分切手**(認定通知書送付用)

封筒等に貼らずに(7)の通常はがきにクリップ等で留めて提出してください。

(7) **通常はがき**(次回一斉更新通知用)

通常はがき(**85円**)を1枚提出してください。**何も記入しないでください。**

- ※ **広告付きはがき、絵入りはがき及び年賀用はがき等は不可。**

(8) **入力票(口座振替依頼書)**

手書きの場合はボールペン等で記入してください。入力も可。

新規申請者の場合又は更新申請者で振替先口座に変更がある場合に提出してください。

- ※ **更新申請者で振替先口座を変更しない場合は、提出不要です。**

(9) **受付票兼提出書類確認票**

提出書類がそろっているか確認後、チェックをした上で、申請者の商号又は名称を記入してください(ゴム印を押印してもよい。)※欄は記入しないでください。

6 受付期間及び受付場所

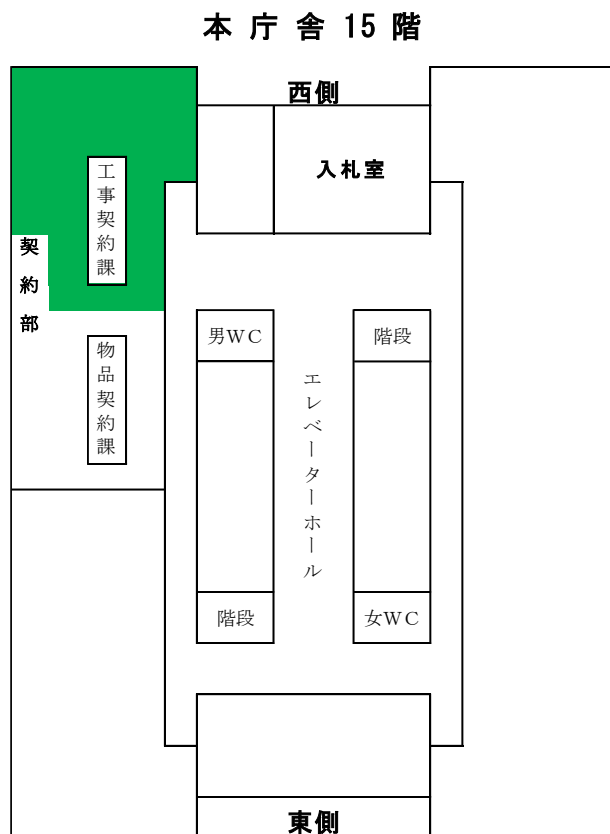
(1) 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月1日（月）まで

(2) 受付場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所財政局契約部工事契約課（本庁舎15階、南西側）



7 申請方法

(1) 郵送する場合（到達後に、電話による本人確認等を行います。）

令和7年12月1日（月）必着。6(2)の受付場所に郵送してください。

※ P14の宛名ラベルを使用し、提出書類の不着防止のため、簡易書留等、書類の差出・到達が確認できる方法で御提出ください。

(2) 持参する場合（来所時に本人確認等を行います。持参された方が代表者のときは、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を、代表者に代わって法人の使用人が提出する場合にあっては、本人確認書類のほか、当該使用人の身分が分かるもの（社員証、保険証等）を提示してください。）

受付時の混乱を少なくするため、業者名のフリガナの頭文字により次表のとおり受付日を指定しますので、持参される場合は指定された日の午後1時から午後5時までの間に提出してください。（例「株式会社広島」の頭文字は「ヒ」です。）

フリガナ頭文字	受付日
ア行	令和7年11月17日（月）・18日（火）
カ行・サ行	令和7年11月19日（水）・20日（木）
タ行・ナ行	令和7年11月21日（金）・25日（火）
ハ行・マ行・ヤ行・ラ行・ワ行	令和7年11月26日（水）・27日（木）
予備日	令和7年11月28日（金）・12月1日（月）

※ 駐車場が込み合いますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

※ 更新申請者は、あらかじめ郵送した案内ハガキも御持参ください。

※ 上記表にある予備日は、指定日に持参できなかった者を受け付けます。

※ 郵送又は持参にかかわらず、書類の提出後に補正を求めた場合において、指定した補正期限の午後5時までに補正が行われなかったときは、当該申請による登録はできません。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、小規模修繕契約希望者登録認定通知書により通知し、令和8・9・10年度の広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録し公表します。

9 資格の有効期間

市長が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から令和11年3月31日まで
ただし、令和11年度においても、令和11・12・13年度の広島市小規模修繕契約希望者名簿の登録資格の有効期間開始日の前日までは、引き続き有効です。

10 有効期間開始日（予定）

令和8年4月1日（水）

11 資格認定後の辞退について

資格認定後において、資格を辞退する場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録辞退届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出してください。なお、資格認定後において、特段の理由なく資格を辞退した場合は、当該資格の認定通知書に記載された有効期間内においては、新たな申請を受け付けません。

12 申請書の内容変更等の届出

(1) 更新申請者

申請書提出後、資格の認定前に、申請事項（所在地又は住所、商号又は名称、法人その他の団体にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名、電話番号、印鑑等）に変更が生じた場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請書記載事項変更届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出してください。

(2) 新規申請者

今回新たに申請を行う者で、申請書の提出後に、申請事項（所在地又は住所、商号又は名称、法人その他の団体にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名、電話番号、印鑑等）に変更が生じた場合には、広島市役所財政局契約部工事契約課まで連絡してください。また、資格の認定後は、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請書記載事項

変更届」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出してください。

(3) 資格審査の辞退

営業の廃止等の事由により、申請書の提出後に申請を取り下げる場合には、「広島市小規模修繕契約希望者登録申請取下書」を速やかに広島市役所財政局契約部工事契約課へ提出してください。

13 申請書等の記入方法

申請書等は、黒色のペン又はボールペンで記入してください。

訂正は、訂正か所に横線を引き、その上部に訂正後の内容を記入し、その旨を広島市の確認者にお伝えください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。

(1) 申請書（記入例（P 9・10）を参照のこと）

ア 申請者

- (ア) 「郵便番号」、「所在地又は住所」、「商号又は名称」、「代表者職・氏名」、「電話番号」等を鮮明に記入してください。
- (イ) 個人の場合は、代表者職は「代表者」と記入してください。
- (ウ) 「商号又は名称」、「代表者名」にフリガナを記入してください。役職名にはフリガナは不要です。
- (エ) 「電話番号（固定）」・「電話番号（携帯）」にどちらも記入した場合には、優先して登録する電話番号を選択する欄の「固定電話」か「携帯電話」のどちらかを○で囲んでください。なお、優先して登録する電話番号は、名簿に掲載し広島市ホームページ上で公開することとなるため、それを踏まえて選択してください。
- (オ) 申請書の内容に関する担当者と見積依頼等に関する担当者が異なる場合には、連絡先欄にそれぞれの担当者名及び電話番号を記入してください。

イ 申請種別

- (ア) 優先順位の高い種別から順番に、「申請する種別」を記入し、「大分類」、「小分類」欄に対応できる修繕内容についてP 2、P 3の【登録種別分類表】から選んで記入してください。
- (イ) 「小分類」で「99 その他」を選んだ場合は、「対応できる修繕内容について」詳しく記入してください。
- (ウ) 登録種別「大分類」は5つまで申請できるが、見積りの依頼を受けた際に辞退することのないように、必ず対応できる登録種別のみを申請してください。全部か一部かに関わらず下請はできないので、自ら施工できる範囲で申請してください。

ウ 使用印鑑届

見積り・代金の請求等において使用する印鑑を押印してください。

※ 「商号又は名称」のみの印は不可。実印でも可。

エ 申請種別に関する許可、免許、登録等

申請する種別が法令等の定めにより許可等を必要とする場合に記入するとともに、許可書等の写し又は許可証明書等を添付してください。

例) 「広島市指定給水装置工事事業者」、「広島市排水設備指定工事店」など

オ 技術者資格免許等

申請する種別が法令等の定めにより資格、免許等を必要とする場合に記入するとともに、資格証等の写しを添付してください。

例) 「電気工事士」など

カ 従業員数

申請日において常時雇用している従業員の総数を記入してください（**代表者は含めない。**）。

キ 契約実績調査票

過去に行った修繕業務について記入してください。元請・下請、官公庁・民間にかかわらず記入してください。

(2) **その他の書類**

誓約書（個人の方のみ）、入力票（口座振替依頼書）、受付票兼提出書類確認票については、記入例（P 1 1～1 3）を参考に記入をしてください。

記入例

- 1 太枠の中のみ記入し、※欄は記入しないこと。
- 2 手書きの場合は黒色のボールペン等で記入すること。(鉛筆は不可)

※更新
新規
種別追加

提出者本人確認等済（提出者： 、広島市確認者： ）

受付番号

※受付印

令和8・9・10年度広島市小規模修繕契約希望者登録申請書

令和7年〇〇月〇〇日

広島市長

令和8・9・10年度において、広島市（水道局を除く。）が発注する小規模修繕の見積りに参加したいので、関係書類を添えて同制度による登録を申請します。

また、必要な資格を満たしており、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、この登録期間中、見積書の提出に要する経費は見積者の負担となること、広島市に納付すべき市税を滞納していないことについて調査されること及び登録された内容について公表されることを承諾します。

申請書を提出する日を記入

1 申請者

郵便番号	(〒 730 - 8586)
所在地又は住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
フリガナ 商号又は名称	ヒロシマセツビ 広島設備
フリガナ 代表者職・氏名	代表者 ヒロシマジロウ 広島 二郎
電話番号	082-504-2280
FAX番号	082-504-2612
携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
優先して登録する電話番号を○で囲んでください。(固定電話 携帯電話)	
※ 「優先して登録する電話番号」は、名簿に掲載し、広島市ホームページ上で公開します。	
連絡先	申請内容に関して (担当者名 広島 二郎 電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
	見積等に関して (担当者名 同上 電話番号 同上)

申請書の内容に関する担当者と見積依頼の担当者が異なる場合は、それぞれ担当者を記入してください。
見積等に関しての欄に記入された担当者と電話番号を名簿に掲載します。

2 申請種別

申請する種別について優先順位の高いものから順番に「種別」「大分類」を記入し、右欄には小分類を記入してください。

5種別まで申請できますが、見積りの依頼があった際に必ず対応できる種別のみを記入してください。

順位	種 別	大分類 (コードを記入)	小分類 (コードを記入) ※小分類には優先順位はありません。									
			99を選んだ場合、対応できる修繕内容について記入してください。									
1	電気設備	2 0 2	01	03	04	05	06	07				
2	壁・防水	1 0 1	01	03	99							
			99を選んだ場合に記入。 「××の修繕」									
3	給水・排水・衛生設備	2 0 5	04	05	99							
			99を選んだ場合に記入。 「〇〇の修繕」									
4												
5												

3 使用印鑑届

会社名だけの印は不可

右の印鑑を次の事項に使用するため届けます。

- (1) 見積りに関すること
- (2) 承諾書・請書に関すること
- (3) 代金の請求・受領に関すること
- (4) その他履行に関する一切のこと

(使用) 実印でも可



4 申請種別に関する許可、免許、登録等（申請する種別が法令等による許可等を必要とする場合に記入し、許可証等の写しを添付すること。）

申請種別	許可、免許、登録等の種類	許可等年月日	有効期限
給水・排水・衛生設備	広島市排水設備指定工事店	昭和・平成・令和〇〇年〇月××日	令和××年△〇月△×日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

5 技術者資格免許等（申請する種別が法令等による資格、免許等を必要とする場合に記入し、許可証等の写しを添付すること。）

申請種別	資格、免許等の種類	氏 名	取得年月日
電気設備	第2種電気工事士	広島 二郎	昭和・平成・令和××年△〇月△×日
			昭和・平成・令和 年 月 日
			昭和・平成・令和 年 月 日

6 従業員数 （ 2 ） 人 ※申請日において常時雇用している者の人数（代表者を除く。）

7 契約実績調査票

過去に行った修繕業務について記入してください（元請・下請、官公庁、民間を問いません。）。

No.	業務名又は修繕内容	発注者	元請・下請	請負金額（円）	契約年月日
1	△△高校外壁改修	広島県	下請	100,000 円	H28.5.9
2	〇〇ビル室内コンセント 付け替え	個人	元請	15,000 円	R元.9.3
3	××幼稚園の排水管修繕	××学園	元請	480,000 円	R4.3.20
4					
5					

記入例

(様式 2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

誓 約 書

(個人申請用)

広 島 市 長

住民票上の住所と事業所の所在地が違う方は、住民票の住所を記入してください。

住 所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏 名 広島 二郎

貴市における令和8・9・10年度広島市小規模修繕契約希望者登録資格審査申請につき、私が下記に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人
- 2 被保佐人
- 3 契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人
- 4 営業を行うことについて法定代理人の許可を得ていない未成年者
- 5 破産者で復権を得ない者

記入例

注意

- 1 新規又は変更の場合のみ提出すること。
- 2 太枠の中のみ記入し、※欄は記入しないこと。
- 3 手書きの場合はボールペン等で記入すること。鉛筆は不可。

※ 業者番号

※ 債権者番号

0 1 0 0 0

入 力 票
(口座振替依頼書)

(あて先)
広島市長

令和 年 月 日

今後、広島市からの支払金（市税等の還付金を除く。）は、下記の金融機関の預貯金口座に振り替えてください。

口座振替依頼人	所在地	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号		
	名称・商号	広島設備		
	代表者の職名及び氏名	代表者 広島 二郎		
	口座振替依頼書の記載内容について応答できる担当者	広島 二郎	担当者への連絡先電話番号	(090) 0000-0000 内線

(注意) 下欄の注意事項をよく読んで記入すること。

口座振替届出区分
(1 新規 2 変更)

1

※ 手書きの場合はボールペン等で記入すること。鉛筆は不可。

振替先口座	金融機関名	〇〇			銀行 金庫 組合 農協	店舗名	〇〇支	店所										
	金融機関コード	×	×	×	×	店番	×	×	×	※預貯金通帳を確認、又は金融機関に確認して記入すること。								
	預貯金種別 (1 普通 2 当座)	1		口座番号	1	1	1	1	1	1								
	口座名義 (カナ)	ヒ	ロ	シ	マ	セ	ツ	ビ	ダ	イ	ヒ	ヨ	ウ	シ	ヤ	ヒ	ロ	シ

←※預貯金通帳に記載されているカナ名義のとおり記入すること。ただし、法人の場合には略語を使用し、記入すること。

【注意事項】

- 1 振替先口座は、他人(社)名義の口座を記入することはできません。
- 2 金融機関コード及び店番は、預貯金通帳を確認するか、その金融機関に確認して記入すること。
- 3 口座名義は、預貯金通帳に記載されているカナ名義のとおり記入すること。
- 4 カナ名義に略語を使用している場合には、略語を記入すること。(略語の使用例については、下記を参照のこと。)
- 5 資格認定日までに振替先口座に変更が生じた場合は、所定の様式により振替先口座の変更の届出を行うこと。

[参考]カナ名義の記載例(内国為替取扱規則に準拠)

(1) 略語の使用例

・(株)〇〇商事 → カ) 〇〇ショウシ
・〇〇商事(株) → 〇〇ショウシ(カ)

法人の方は、略語+会社名のみで、代表者名は記載しないでください。
(株式会社広島の場合は、カ)ヒロシマ)

(2) 口座名義(カナ名義)で可以使用の文字等とは次のとおりです。

数字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
カナ文字	アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワンガギグゲゴザジズゼゾダヂヅデドバビブベボパピプペポ
記号	() -(ハイフン) .(ピリオド) スペース

会計室記入欄

認証入力	係	係長

記入例

令和8・9・10年度広島市小規模修繕契約希望者登録申請書受付票兼提出書類確認票

※受付印	(申請者) 商号又は名称 (ゴム印可)	
	広島設備	
	競争入札参加資格の有無 (該当するものに○を付けること)	
※受付番号	無	有 (建設工事・建設コンサルタント・物品・役務の提供)

↑
「有」の場合は、競争入札参加資格の辞退届を提出すること。

確認欄に、提出書類がそろっているかチェック☑をすること。※欄は記入しないこと。

	確認欄	提出書類	※受付時確認欄	
1	✓	小規模修繕契約希望者登録申請書（様式1）		
2		（法人）法人登記の履歴事項全部証明書（写しでも可）		
	✓	（個人）誓約書（様式2）	法人の方は履歴事項全部証明書を、 個人の方は誓約書（様式2）を	
3	✓	広島市税の納税証明書（写しでも可）		
4	✓	消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」（写しでも可） （個人は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可）		
5	✓	申請種別に関する許可、登録又は技術者資格免許等に係る許可書等の 写し（必要のない場合は不要）		
6	✓	<u>110円</u> 分切手		
7	✓	通常はがき（ <u>85円</u> ） ※広告付き、絵入り、年賀はがき等は不可		
8	✓	入力票（口座振替依頼書）		
9	✓	受付票兼提出書類確認票（この帳票）		
			補正の有無	有 無
			補正期限	月 日

法人の方は履歴事項全部証明書を、
個人の方は誓約書 (様式2) を

・受付時の確認で「△」が記入されたものは修正等を要するものです。

・修正等を要する場合は、**指定された補正期限の午後5時まで**に、工事契約課へ再提出してください。

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所財政局契約部工事契約課 行

令和8・9・10年度広島市小規模修繕契約希望者登録申請 提出書類在中

商号又は名称 _____

----- キリトリ線 -----

郵便にて提出書類を送付する場合は、上記宛名ラベルをキリトリ線から切り取り、宛名書きとして使用してください。